

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 2011 年度第 1 回中国日本商会 IPG 会合/JETRO 知財セミナー開催のご案内

中国における知的財産権問題に対処するため、2000 年 5 月、中国日本商会の分科会として「知的財産権問題研究グループ（中国日本商会 IPG）」が発足し、これまで精力的に活動を続けております。

中国日本商会 IPG では、2011 年度第 1 回中国日本商会 IPG 会合/JETRO 知財セミナーを以下のとおり開催いたします。参加を希望される方は、弊所ウェブサイトをご参照のうえ、5 月 26 日（木）までにお申し込みください。皆様のご参加をお待ちしております。

日時：2011 年 5 月 30 日（月）14：00～17：00（13：30 受付開始）

場所：長富宮飯店（HOTEL NEW OTANI CHANG FU GONG）2 階 月季の間
北京市建国門外大街 26 号（<http://www.cfgbj.com/jp/index.htm>）

内容：1. 「2011 年国家知的財産権戦略実施推進計画」の解説
中国社会科学院知識産権中心 主任 李明徳 博士
2. 中国日本商会 IPG の今後のビジョンと規約の改正について
中国日本商会 IPG グループ長 豊田汽車（中国）投資有限公司 竹市博美

詳細は弊所ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.jetro-pkip.org/>

2. 知財関連無料法律相談のご案内

中国ビジネスを展開する上で大きな障害となっているニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地での R&D 活動・技術ライセンス問題など、知的財産権問題を中心とした法律問題について日本語でご相談に応じます。

実施：ご相談に応じ、調整致します。（原則毎月 2 回、第 2・第 4 水曜日、14：00～17：00 の時間内にて原則 1 時間程度、先着順。）

場所：天達律師事務所内会議室
北京市朝陽区東三環北路 8 号 亮馬橋大厦写字楼 2 座 19 階

担当：天達律師事務所 張青華 弁護士

費用：無料

守秘義務：ご相談いただいた内容については、一切外部公表致しません。

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先まで E-Mail にてお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談希望日時
- ・相談内容（可能な範囲で詳細にご記入ください）
- ・相談者（企業名、氏名）
- ・相談者連絡先（電話、FAX、E-Mail）

<申込先>

中国日本商会 IPG 事務局 (JETRO 北京事務所知識産権部)

E-Mail : post@jetro-pkip.org

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 弁護士による商標代理、「管理弁法」発布へ (財經網 2011 年 4 月 1 日)
2. 版權局副局長、国务院で著作権法の改正を検討 (人民網 2011 年 4 月 21 日)
3. 最高裁、ネット著作権の保護で司法解釈を起草へ (新華社 2011 年 4 月 19 日)

○中央政府の動き

1. 「百度文庫」紛争を法に基づき処理、版權局表明 (新華網 2011 年 4 月 2 日)
2. 特許保護など分野で留学帰国者の起業を支援 (国家知識産権網 2011 年 4 月 9 日)
3. ネットショッピングサイト、コピー商品氾濫の温床に—商務部指摘 (中国新聞網 2011 年 4 月 6 日)
4. 国家知識産権局、新しい「審査操作規程」を実施 (国家知識産権網 2011 年 4 月 14 日)
5. 有効特許などに関する報告書を発表、S I P O (中国政府網 2011 年 4 月 12 日)
6. 国家知的財産権戦略の実施を推進する 2011 年度計画が発表 (国家知識産権網 2011 年 4 月 21 日)
7. 商務部と経済産業省、展示会の知財保護でシンポ (国家知識産権網 2011 年 4 月 19 日)

○地方政府の動き

1. 北京、知財保護支援のホットライン「12330」、通報件数激増 (北京市知識産権局 2011 年 3 月 31 日)
2. 地域を跨ぐ商標保護体制確立、15 の副省級市 (新華網 2011 年 4 月 11 日)
3. 北京市、特許出願補助金は電子出願を優先 (北京市知識産権局 2011 年 4 月 8 日)
4. 広東、香港、マカオで共同エンフォースメント (新華社 2011 年 4 月 15 日)

○司法関連の動き

1. 「特別行動」の実施を推進、各地の検察機関が目覚ましい成果を (法制日報 2011 年 4 月 1 日)
2. 広東省裁判所、昨年の知的財産権事件が 63.23% 増 (新華網 2011 年 4 月 8 日)
3. 最高裁、紛争調停などでインターネット協会と提携 (法制網 2011 年 4 月 19 日)
4. 天津市高裁が知財白書発表、ネット上の著作権紛争が 8 割 (国家知識産権網 2011 年 4 月 15 日)
5. 「中国裁判所の知的財産権司法保護状況」白書が発表 (中国放送網 2011 年 4 月 19 日)
6. 北京高裁、フランチャイズ契約をめぐる訴訟審理で指導意見 (中国法院網 2011 年 4 月 19 日)
7. 最高裁、情報公開に関するシンポジウム開催 (国家知識産権網 2011 年 4 月 18 日)

○統計関連

1. 国内企業特許登録ランキング、華為が 2776 件でトップ (中国信息産業網 2011 年 4 月 1 日)
2. 昨年の特許出願が 39 万件超、世界 2 位 (国家知識産権網 2011 年 3 月 29 日)

3. 中国の商標国際出願、伸び幅が世界2位（国家知識産権網 2011年4月8日）
4. 改正専利法施行1年後、意匠出願に新動向（国家知識産権網 2011年3月31日）
5. 国際特許出願が200万件突破、中国4番目に多い（新華網 2011年4月15日）
6. 地理的表示登録1100件以上に、商標局発表（中新社 2011年4月13日）
7. 2015年に商標のオンライン出願が9割に、工商局予測（人民網 2011年4月22日）

○その他知財関連

1. 特許事務所が800所突破、弁理士が6540人に（国家知識産権網 2011年3月31日）
2. 「百度文庫」内容280万点削除、作家側に依然不満の声（新京報 2011年3月30日）
3. 中国技術取引所、成都でワンストップサービスシステムを導入（国家知識産権網 2011年4月8日）
4. 華為技術と米モトローラが知財権めぐり訴訟で和解（新華網 2011年4月14日）

●ニュース本文

○中央政府の動き

★★★2. 特許保護など分野で留学帰国者の起業を支援★★★

国は政府買付、特許保護、技術による出資、それにポストドクターステーションの設立などにおいて国内で起業する留学生を対象に優遇政策を実施することになっている。中央組織部と人力資源・社会保障部がこのほど共同発布した「留学者の国内創業支援に関する意見」で明らかにした。

帰国して起業する留学生が近年増えている。「意見」によると、特許や研究成果、専有技術を以って国内で起業する留学生が優遇政策の適用対象で、さらに▽留学生が企業の法定代表者を担任する▽留学生本人の出資またはベンチャー投資が企業の投資総額の30%以上を占める——のいずれを満たすことが必要という。（国家知識産権網 2011年4月9日）

★★★4. 国家知識産権局、新しい「審査操作規程」を実施★★★

国家知識産権局では、2009年から実施し始めた、特許などの審査実務を指導する「審査操作規程」についての改正作業が終了し、4月1日より新しい「審査操作規程」が実施された。同局の審査業務管理部がこのほど開かれた研修会でわかった。

「専利法」とその「実施細則」、「専利審査指南」の改正に合わせ、中国専利電子審査システムの運用によりもたらされた審査実務の変化に対応するために、審査業務管理部は2010年6月に「審査操作規程」の改正作業を始動させた。新「規程」は第三回改正の専利法とその実施細則の内容を踏まえて、2010年発布の「専利審査指南」を充実、補足するものとなっている。

審査業務管理部は現在、審査官全員が新しい「審査操作規程」をより早く理解、運用できるよう、関連の研修活動を急いでいるという。（国家知識産権網 2011年4月14日）

★★★6. 国家知的財産権戦略の実施を推進する2011年度計画が発表★★★

国家知的財産権戦略実施作業を担当する国の28部門が共同作成した、「2011年国家知的財産権戦略実施推進計画」がこのほど、発表された。「国家知的財産権戦略綱要」発布以来の三つ目の年度推進計画である。

今年の「推進計画」には、▽知的財産権の創造と運用の促進▽知的財産権保護の強化▽知的財産権サービス業の発展▽知的財産権の教育・研修および人材育成の強化▽知的財産権のPR▽対外交渉・協力の拡大▽戦略実施の協調強化——の7分野の176施策が取り込まれている。また、活動の重点として、「推進計画」は戦略的新興産業の知的財産権事業の

発展促進や国の重要知的財産権の管理、ネット上の海賊版取締り強化などを含めた 13 の重点施策を決定した。各部門はそれぞれの職責によって担当が指定されている。

2009 年と 2010 年の「推進計画」では法改正に関する 98 施策、主要政策の実施に関する 194 施策、エンフォースメントに関する 59 施策、公共サービスシステムの整備に関する 45 施策を含め、合わせて 442 施策が打ち出され、知的財産権の促進・保護で功を奏していたという。(国家知識産権網 2011 年 4 月 21 日)

★★★7. 商務部と経済産業省、展示会の知財保護でシンポ★★★

広東省広州市で 4 月 15 日から開催されている第 109 回広州交易会において、中国商務部と日本国経済産業省が 18 日、知的財産権の保護を強化する目的で、「日中広州交易会知的財産保護シンポジウム」を共催した。双方は知的財産権保護分野での提携強化が両国の共同利益に合うとの認識で一致した。

商務部条約法律司の楊国華副司長は基調演説の中で、知的財産権保護分野での中日の協力強化は中国が発展していくために求められるもので、日本の「知的財産立国」戦略にも一致するとし、知的財産権侵害は輸出入、消費など多くの分野に係わるグローバルな問題で、日本を含めた各国の懸念している中国の知的財産権保護という課題の解決には世界各国の協力が必要だと指摘するとともに、先進国は知的財産権の保護において、発展途上国を一方向的に非難するだけでなく、そのキャパシティ・ビルディングを支援すべきだとの考えを示した。

日本国経済産業省の鈴木製造産業局長が、中国側とともに、知的財産権保護問題の解決や良好な発展環境の整備に努めていきたいと表明するうえ、知的財産権の保護を重視する中国政府の姿勢を評価した。

シンポジウムにおいて、中日の企業代表が展示会における知的財産権保護の取り組みについて講演を行った。また、交易団の代表により、知財関連法律の順守や他人の知的財産権を尊重するなどの内容を記載した「知的財産権保護宣誓書」が読み上げられた。(国家知識産権網 2011 年 4 月 19 日)

○司法関連の動き

★★★4. 天津市高裁が知財白書発表、ネット上の著作権紛争が 8 割★★★

2010 年に天津市の裁判所で受理された知的財産権関連の民事事件は 562 件、前年より 85%増、結審は 595 件、同 127%増だった。受理された事件のうち、著作権をめぐるものは同 101%増の 347 件で全体に占める比率が 62%、特許権をめぐるものは同 119%増の 92 件で全体に占める比率が 16%、外国と香港・マカオ・台湾の権利者に係わったものは同 113%増の 17 件で全体に占める比率が 3%となっている。天津市高級人民法院（高等裁判所）が 4 月 14 日に発表した「天津市裁判所知的財産権司法保護白書」でわかった。

天津市高級人民法院の張勉・副院長は、同裁判所の受理した知的財産権民事事件の特徴について、▽事件数が大幅に増加▽調停が成立したものが多く、全体に占める比率は 62%▽外国権利者に係わる事件が急増し、前年より 117%増加▽著作権紛争のうち 8 割以上がインターネットにおける著作権紛争——の 4 点をまとめている。張副院長によると、ネット上の著作権紛争が多発している現状に対応するために、同裁判所では現在、「インターネット上の著作権紛争の審理における若干問題に関する試行意見」の作成を急いでいるという。(国家知識産権網 2011 年 4 月 15 日)

★★★7. 最高裁、情報公開に関するシンポジウム開催★★★

知的財産権をめぐる裁判の透明性の向上について討議する「全国裁判所知的財産権司法公開シンポジウム」が 4 月 15 日、湖北省の武漢市で開催された。最高人民法院（最高裁）が主催し、全国の各裁判所からの代表が参加した。

最高裁の溪暁明副院長が会議の席上で、知的財産権司法情報の公開は国内経済社会の発展や国際協力の促進に求められるものでもあり、司法公正を実現するための必須要件でもあると指摘する上、知的財産権をめぐる司法情報の公開は単なる判決文書の公開から裁判活動全体の公開に転じており、すでに立件、法廷審理、執行、公聴など多くの分野での情報公開が実施されていることを明らかにした。溪副院長によると、各裁判所ではまた、記者会見制度の改善や開放日の開催、裁判のオンライン中継などを通じて透明性の向上に取り組んでいる。

シンポジウムではまた、2006年に運用開始の裁判文書公開ウェブサイト「中国知的財産権裁判文書網」はまもなくリニューアル作業が終了し、最高人民法院の公式サイトの中に移転されることがわかった。同ウェブサイトは2010年末までに知的財産権訴訟の裁判文書4万1696点を公表しているという。(国家知識産権網 2011年4月18日)

○統計関連

★★★2. 昨年の特許出願が39万件超、世界2位★★★

国家知識産権局の賀化副局長が3月29日に南京で行われた「全国知識産権局局長会議」の席上で、昨年に国家知識産権局に提出された特許出願は39万1千件、世界2位にランクインしたことを明らかにした。

2006年から2010年までの第11期五ヵ年計画の期間中に、中国の特許出願は急成長し、前の5年間の出願件数の2.6倍にあたる145万1千件に達した。実用新案出願は128万9千件で前の5年間の2.4倍、意匠権出願は155万4千件で3.1倍、数量としてはいずれも世界トップを維持している。また、PCT国際出願は前の5年間の4.3倍にあたる3万6千件で、世界10位から4位に躍進した。

国内のイノベーション活動も活発化している。副局長によると、昨年の特許出願には内国出願が74.9%を占め、前年より27.9%増加した。この内、職務出願が76.3%だった。第11期五ヵ年計画の5年間で、中国専利金賞に50件、中国専利優秀賞に525件がそれぞれ選出されている。(国家知識産権網 2011年3月29日)

★★★3. 中国の商標国際出願、伸び幅が世界2位★★★

2010年の世界各国の商標国際出願は全体で前年より12.8%増の3万9687件に達した。中国からの出願は1928件、率にしては前年より42%増加し、伸び幅が最も早い韓国の42.2%に次ぎ、世界2位にランクインした。世界知的所有権機関(WIPO)が4日ジュネーブで発表した統計データでわかった。

昨年にEUからは2万2403件の国際出願があった。この内、ドイツが5006件で最も多く、2位から5位はそれぞれ欧州共同体商標意匠庁(OHIM)、米国、フランス、スイスであった。中国は7位で、出願件数が全体の4.9%に当たる1928件だった。

データからは、景気回復を受け商標の国際出願も活発化になっているのが伺える。特に東アジアでは出願件数が急増し、韓国が42.2%、中国が42%で伸び幅ランキングの上位2位を占めたほか、日本も20%以上増加しているという。(国家知識産権網 2011年4月8日)

★★★4. 改正専利法施行1年後、意匠出願に新動向★★★

2009年10月1日施行された新しい専利法では、意匠について大きな改正が行われ、設計レベルの低いデザイン「主に表示を機能とする平面印刷物」が排除されたほか、パリエーションの意匠群を保護する関連意匠制度が導入された。施行から1年経った今、ラベル類の出願の激減や関連意匠出願の増加など、新しい動向が現れた。

新「専利法」では第25条において、「平面印刷物の図案、色彩又は両者の組み合わせによって作成され、主に表示を機能とする設計」に意匠権を付与しないと規定している。統計によると、新法の施行によりラベル類などの出願が急激に減った。2006年にラベル類

の意匠出願が1万818件で、その後年々増加し、2008年に1万5396件に達したが、2009年10月から2010年9月までの1年間にはわずか5016件の出願があった。一方、包装箱など立体設計の出願が明らかに増加し、2006年に1万3103件だったが、2009年10月から2010年9月までの1年間において2万4434件が出願された。

関連意匠については、2009年10月から2010年9月までは出願件数が4001件、意匠出願全体に占める比率は1.1%で、その前の6ヶ月の0.37%を大きく上回った。また、関連意匠に係わる出願のうち、1出願に2点以上の意匠を含むものが55.04%で、1出願には平均3.21点の意匠を含み、図面の点数も普通の出願の3.89倍だった。(国家知識産権網 2011年3月31日)

○その他知財関連

★★★1. 特許事務所が800所突破、弁理士が6540人に★★★

国内の特許事務所は2011年2月末現在、801所に達し、弁理士の人数が6450人に達した。昨年に新規設立の特許事務所は38所で、411人が新たに弁理士の資格を取得した。このほど北京で開かれた中華全国特許弁理士協会年会でわかった。

国家知識産権局で受理した内外国の専利(特許、実用新案、意匠を含む)出願のうち、およそ7割が特許弁理士に依頼して提出されたという。弁理士が特許出願事業の発展に寄与する重要な存在となっている。

一方、中華全国特許弁理士協会も特許代理事業への支援、管理に力を入れている。楊梧会長によると、同協会は昨年に特許代理の職業道徳と営業規範に関する規定を改正、公布したほか、営業免許の管理を強化し、不正行為18件を是正した。また、協会は昨年に、特許弁理士全員の半数に当たる3400人を対象に研修を行うなど人材育成の面で支援するほか、209の事務所と「ソフトウェアサービス合意」を締結し、これら事務所の電子出願導入作業を協力したという。(国家知識産権網 2011年3月31日)

★★★3. 中国技術取引所、成都でワンストップサービスシステムを導入★★★

中国技術取引所の開発したワンストップサービスシステム(Intellectual Property One-stop Service、IPOS)は4月7日、四川省の成都市で稼働した。成都市のハイテク企業の知的財産権の商業化を一段と促進するのが期待されている。

IPOSは中国技術取引所が2010年8月に開発し、特許情報提供事業者、法律事務所、会計士事務所、コンサルティング機構、研修機構などを一堂に集めたシステムで、知的財産権の取引双方がシステムを通じて必要なサービスを選択することができる。

成都市金融活動弁公室の郎立研副主任は、同システムの導入について、「技術成果の実用化や技術企業の発展に大きく寄与するだろう」と期待を示した。(国家知識産権網 2011年4月8日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京事務所知的財産権部 部長 谷山 稔男

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局（SIPO）より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved